

# 赤い羽根共同募金助成金事業

## 地域を良くするプロジェクト実施要綱

### 1. 目的

この事業は、地域福祉活動の一環として住民のみなさまから寄せられた共同募金を財源とし、私たちの地域を少しでも良くしようと取り組んでいる団体やグループなどが令和8年度に実施する事業に対して助成します。

### 2. 助成金の交付対象とする団体

若狭町内で活動する非営利の団体等への福祉活動助成とします。

ボランティアグループ、地域福祉活動団体、サロン団体、NPO団体、小・中学校、高等学校、保育所(園)

### 3. 助成対象

若狭町内で地域や社会を良くするための事業とします。

ただし、次の事業および団体は交付対象としません。

- (1) 政治・宗教・組合等の運動の手段として行う事業や営利のために行う事業
- (2) 福祉を目的としない事業
- (3) 共同募金審査委員会が不適合と認める事業および団体

### 4. 助成事業の種類

#### (1) 団体支援事業

《対象団体》地域福祉活動団体、サロン団体、NPO団体

#### (2) 福祉教育支援事業

《対象団体》小・中・高等学校

#### (3) 児童育成支援事業

《対象団体》児童福祉活動団体



### 5. 助成額

・継続的事業（毎年行っている既存的事業）…**上限5万円**

・発展的事業（既存事業を拡大・拡充する事業または、新規事業）…**上限10万円**

**※新規事業のみ『プレゼンテーション審査』を行います。**

**現在助成を受けている団体の申請は『書類審査』を行います。**

**※申請時に実施する事業の予算書を必ず作成し添付して下さい。**

**飲食代に偏って使用するなど寄付者の思いに反した経費は、助成対象となりません。**

※申請された事業を実施するためにどうしても購入する必要がある備品総額が総事業額の30%以上を占めている場合は、総事業額の50%を上限とし、助成となります。

《具体例》

	総事業額	申請額	備品総額	助成額（上限）
例1	100,000	100,000	30,000	50,000
例2	50,000	50,000	15,000	25,000

## 6. 助成対象条件

- ・ユニークで発展性・継続性のある事業
- ・新たに開拓する事業
- ・事業実施の際「**赤い羽根共同募金の助成を受けて、この事業を実施しています**」と記載する等、積極的に広報してください。  
(例) チラシ、広報誌に記載、事業実施時に参加者へ説明する等
- ・共同募金運動期間（10月1日～3月31日）に、積極的に募金活動ができる団体。

## 7. 募集締切

**6月30日(月) 必着** ※期日厳守でお願いします。要綱および同封資料を熟読して申請して下さい。

## 8. 募集方法

- ・ホームページ、Instagram
- ・前年度申請団体、小・中学校、保育所(園)へは配布

## 9. 審査方法

若狭町共同募金審査委員会において5つの審査基準に沿って審査し、決定します。

- ①解決したい課題の具体性
- ②住民参加を積極的に促す事業計画
- ③期待できる効果の具体性
- ④共同募金運動への積極的な協力
- ⑤飲食代などに予算が偏っていない

～助成までの流れ～

申請

令和7年6月30日(月) 締切

↓ ※申請内容を当会で確認

審査委員に送付、確認

↓ ※質問がある場合、当会に送付

質問を申請団体に配布

↓

プレゼンテーション審査会・書類審査

終了後、審査委員会

令和7年8月2日(土)

↓

助成決定通知

令和7年8月末頃

↓

助成

令和8年6月

## 10. 報告日

事業完了後、もしくは令和9年3月31日(水)までに必ず所定の用紙にて報告して下さい。

**報告書の遅れまたは報告がない場合は、助成決定の取り消し、助成金を返還していただきます。**

## 11. 問い合わせ 若狭町社会福祉協議会 パレア若狭本所 地域福祉事業 担当：薮上 TEL0770-62-9005